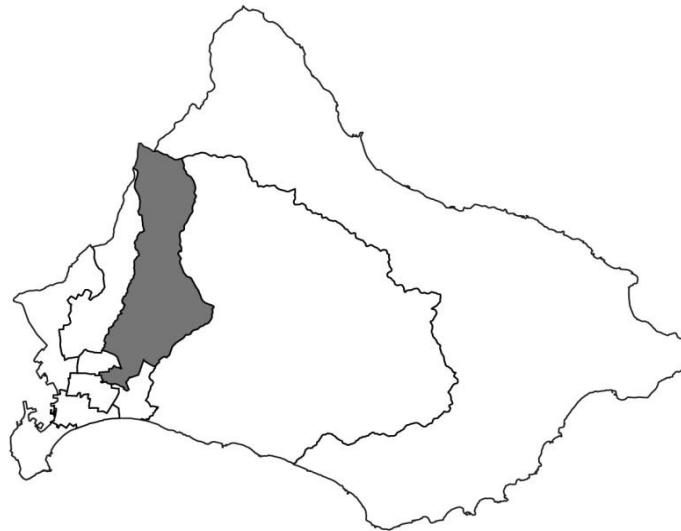


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター 神山

平成28年度活動計画

北東部第3圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.4
2. 権利擁護業務	…	p.5～p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.9
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.10
2. 住宅改修支援事業	…	p.11

圏域の特徴と課題

北東部3

1. 人口の推移と年齢構成

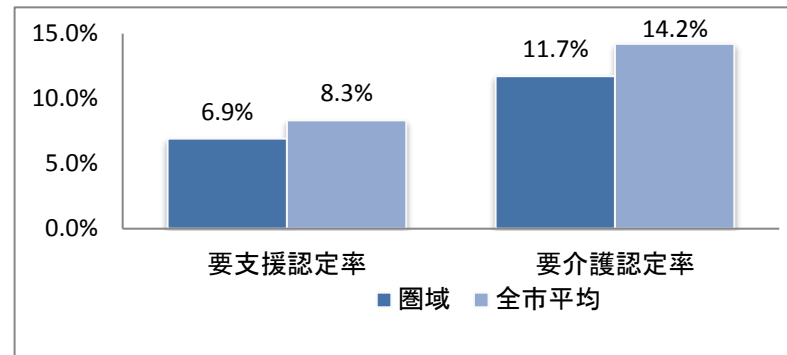
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	3,947	3,815	3,738	3,609	3,525	10.5%	10.3%
生産年齢人口	22,092	21,437	20,992	20,227	19,649	58.6%	57.3%
高齢人口	8,607	9,024	9,457	9,964	10,373	30.9%	32.5%
(再掲)65～74歳	4,641	4,916	5,273	5,640	5,870	17.5%	16.4%
(再掲)75歳以上	3,966	4,108	4,184	4,324	4,503	13.4%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	3,008	18.1%	22.6%
高齢者複数世帯	2,408	14.5%	12.1%
その他	11,203	67.4%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	676	718	7,219
要支援認定率(%)	6.8%	6.9%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	3
小規模多機能型居宅介護	0

5. 圏域の課題

- ・元気な高齢者が多い地域だが、集いの場等の社会資源が少ない。
- ・介護保険関連事業所が少なく、ネットワークが脆弱。
- ・人間関係希薄。
- ・交通面において、一部地域の住民が外出しづらい環境となっている。
- ・地域の横のネットワーク構築が困難で、包括支援センターも関わりを持つことができない状況となっている地域がある。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部住民(陣川町・東山町)の社会参加の機会が少ない 活動の場がない 健康維持や向上の意識の高い地域だが住民がどの様に活動しているのか不明 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部(陣川町・東山町)の高齢者の移動手段が少ない 山間部(陣川町・東山町)の社会資源が少ない 町会館のない地域(陣川町)がある。 	<p>健康に対する意識を高め参加者同士のネットワークを構築することにより、活動の継続へつなげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応えられるよう、地域・町会へ健康保持や向上及び生活習慣改善等をテーマにした講話開催の働きかけを行う(情報提供等) 上記の活動が出来るための「場」の確保 <ul style="list-style-type: none"> 地縁団体等を訪問し、現状把握と教室開催のアプローチを行う 参加者へのアンケート調査の実施と自主化に向けての話し合いの時間を持つ <ul style="list-style-type: none"> 教室継続に向けて、開催中間時に行う 教室参加者の状況等に合わせた活動や企画の提案を行っていく <p><新規教室></p> <ul style="list-style-type: none"> 東山教室(5/23開始 全12回) ニュー東山・山の手に打診 <p><自主教室></p> <ul style="list-style-type: none"> 以前の教室参加者の現状把握 <ul style="list-style-type: none"> 自主化していない教室参加者が自主的な活動や社会資源につながっているのかを確認 東山見晴台団地教室のフォロー(H26年開催教室) 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数(新規・継続) 自主グループ支援回数 参加者数(実・延) 参加者の行動変容 継続活動の状況
住民への介護予防に関する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保持に対する活動が少ないため情報の入手が困難 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の活動が縦割りになっているため連携が図りづらい 介護予防に関する包括の役割が周知されていない 	<p>地域で健康に関する出前講座を開催することにより健康に対する関心を高めたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域関係者と協議し、高齢者の関心のありそうなテーマに関連づけて、介護予防の講話等を実施 <ul style="list-style-type: none"> 検診の奨励 持病との関わり方(重症化予防) 健康寿命延伸に関する運動や食生活等 地区診断の結果を住民へフィードバック 住民へのチラシ・ポスター等を介した啓発 <ul style="list-style-type: none"> 全町会にアプローチ(チラシ・ポスター等) チラシの配布 機関紙冬号に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌・パンフレットの配布回数と対象者 出前講座、講師派遣回数と対象者

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークに偏りがある ・必要な支援が届かない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関や住民等は連携しやすい機関や人同士で連携を強め易い その結果、派閥や軋轢が生じている ・高齢者増加により、アウトリーチが十分でない 	<p>今まで連携や関わりが希薄であった関係者同士が地域としてのまとまりを築ける</p> <p>既存のネットワークの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の関わりが少なかった多職種対象に事例検討会や研修会を開催する(障害関係・治療院等医療関係) ・地域ケア会議等で今まで関わりのない各方面の方に参加・協力いただき、地域の課題と役割の認識・地域に関心を持ってもらう視点を育む。 ・地域へ向けて、出前講座等の開催を働きかける * チラシ・ポスターを作成し、全町会へ訪問配布することにより、広報と顔の見える関係づくり <p><既存のネットワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関の研修会や協議会等への継続参加 * 居宅・介護サービス事業所・警察・弁護士会 司法書士会・精神保健福祉士会・社会福祉士会 裁判所・ボランティア・施設関係 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・アプローチした町会数と回数 ・ポスター掲示町会数
実態把握	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者や地域の高齢者の情報が集まりにくい <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や価値観の変容により、関係希薄・他者の介入を拒否する傾向がある 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報作成数【1119件】 <p>実態把握率を上げる</p>	<p><対象者情報の収集策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の相談対応において、積極的な訪問・実調に努める ・高齢者が集う町会等の行事に参加し、包括支援センターを周知(出前講座やサロンの開催・支援) ・関係機関、地域住民等に支援が必要な高齢者を社会全体で支援するためのネットワークの重要性を認識し、実行できるような研修会・ケア会議を開催 ・見守りネットワーク事業訪問で、実調できるようにアプローチ(在宅率の高い時間帯や事業説明の仕方等を職員間で統一)し、そこから地域や住民の状況の把握に繋げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 ・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 ・実態把握率

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括神山の知名度の低さ ・相談することに抵抗のある地域がある ・初回相談ですでに状態が重度化していることがある <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設したばかりで地域に浸透していない ・保護率の低い地域(本通)があり公の機関へ相談することへの抵抗を感じている 	<p>包括支援センターを周知していくと共に、相談件数が増加していく(相談しやすい関係作り・重度化予防)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月別町別相談件数を把握し、相談率の低い町にポスター掲示やチラシ配布、出前講座を開催する・陣川町 ・迅速な対応・必要時は関係機関と同行訪問等の連携を図り、信頼関係を構築する ・24時間対応体制の構築 ・相談担当職員を配置し、日々の来所相談や緊急対応早期対応に努める ・個別支援として地域ケア会議の開催、活用 ・職員のスキルアップを図るため、各種研修会等への参加 ・相談内容や相談経路等について分析し、地域の課題を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数(実・延) ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズがありながらも利用に至らないケースが存在する <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知不足 ・関係機関の知識不足 ・手続きが複雑 	<p>適切なアセスメントを行い、適切に高齢者サービスの利用へつなげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包括職員の知識の向上と平準化 <ul style="list-style-type: none"> * 函館市のマニュアルを参考にし、内部の手順書を作成する ・業務カンファレンスの活用 ・広報誌や出前講座等により、住民への周知や関係機関への情報提供を行う ・モニタリング実施状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> * 毎月の業務カンファレンスで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整件数 ・モニタリング実施数(率)
住民に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会によって協力体制に温度差がある ・包括が十分に周知されていない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会役員の意識の差 ・包括からのアプローチやアウトリーチ不足 ・住民の関心度が低い 	<p>包括支援センターの機能説明や周知を行っていく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の広報活動(チラシ配布等) <ul style="list-style-type: none"> * 出前講座やチラシ・機関紙等で気になる高齢者に気づく視点やセンターの役割を周知していく * 全町会・老人クラブ・地域団体・関係機関等との関わりの都度、チラシを持ち、説明する ・対象地域が広いので民間企業等とコラボしていく <ul style="list-style-type: none"> * 町会の他、地区などに拠点となる場所を探し出しポスター掲示等の協力を依頼する(コンビニ・スーパー・ドラッグストア・等) ・認知症高齢者の理解を深めるための活動としてサポーター養成講座を開催する <ul style="list-style-type: none"> * 住民・学校・地縁団体等にアプローチする 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌発行回数 ・出前講座や講師派遣の回数と対象者

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 把握出来ていないケースが存在している可能性がある <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> CMや親族等、対象者の身近で関わりを持つ人たちからの相談は比較的多いが、地域住民や民生委員からの相談は少ない 対象世帯が地域で孤立している 個人情報兼ね合いで、地域住民が他者の訪問を受け入れない状況→世帯の情報収集が困難 	<p>地域住民や関係機関が、地域で暮らす課題を抱えた対象者や世帯に気づき、センターへの通報・相談へつなげることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待対応マニュアルに基づき、函館市と連携を図りながら対応する 虐待24時間対応、三職種で協議し二名以上で対応 日々のミーティングや月1回のモニタリング判定会議を活用し、終結を意識した対応をする 研修会やケース支援を通して、地域住民や関係機関に、権利擁護に関する情報提供を行う 研修会やケース支援を通して、センター職員がスキルアップし、相談段階で迅速にケースに気づき、必要な対応ができる * 事例検討会3回開催予定(9・1・2月) 地域、医療機関等への機関紙の配布、リーフレット設置の依頼を通し、ケースを発掘し易くする * 機関紙へ掲載(7月 成年後見 2月 虐待) 出前講座、地域ケア会議を通じて、情報提供や情報共有の機会をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ○高齢者虐待対応状況 ・通報者内訳 ・通報者内訳 ・虐待実件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関からの通報・相談が少ない 個別ケース対応において、センターから情報提供等の協力を求めることは多いが医療機関からの連携依頼は少ない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関とセンターとの間で、虐待に対する認識に違いがあり、通報・相談につながっていない 	<p>対象ケース支援を通して医療機関との連携を図ることで、気づき・通報・早期発見につなげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケース支援、地域ケア会議を通して、センターから積極的に情報提供や会議への参加依頼等、アプローチをしていくことで、連携体制の構築を目指す。 医療機関へのあいさつやリーフレットの配布 相談を受けたケースについては、結果をフィードバックする 通報シートの作成と配布(社会福祉士部会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが実施している権利擁護業務について、地域に周知されていない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護ケースに関わった人、あるいは研修会や事例検討会の参加者が、一部の職種にかたよっている 	<p>対象者を適切な支援へと結びつけると同時に専門職種でのネットワークを構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護業務に関わる専門職とのつながりをもつ(情報交換・情報共有) ・関係機関、関係職種参加の事例検討会やケア会議開催により、センターの権利擁護業務の周知・共通認識をもつ * 研修会への参加、個別ケース事例検討会の開催参加 ・権利擁護研修・函館市虐待研修・成年後見事例検討・社会福祉士会研修等開催 ・多職種での事例検討(2月) 成年後見事例検討(9月) 虐待事例検討(1月) 開催案内時に参加勧奨を強化(訪問での勧奨) 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護業務 ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 ○高齢者虐待 ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)
センター内スキルアップ対策	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員によって視点が異なり、支援方針や内容にレベルの差がある <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの専門分野での視点が、個々の支援に反映しやすい。 	<p>センター内で職員の支援方針の共有や質の均一化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内での情報共有と意見交換・協働 ・各職種が協働し、個別ケースについての支援方針決定や支援終了後の振り返りについて検討する機会を持つ * センター内事例検討や業務カンファレンスの活用 ・権利擁護に関わる研修会や事例検討会への参加 ・他職種の研修会へ参加し、職員のスキルアップを図る * 虐待研修・権利擁護研修・成年後見事例検討会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の一般住民に対し、センターの権利擁護業務について周知する機会が少ない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の他、家族や親族の問題として関わる機会がある場合を除き、地域住民にとって権利擁護は身近な問題として、捉えられていない 	<p>権利擁護業務について、地域住民へ周知し、対象ケースや世帯の発掘につなげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機関紙、権利擁護に関するパンフレットの配布による広報活動 * 成年後見・機関紙夏号掲載 虐待・機関紙冬号掲載 各種出前講座開催時にパンフレットの配布 ・関係機関、地域住民へ向けた出前講座の開催 講師派遣により、センターが担う権利擁護業務の周知 * 町会や老人クラブ等地域活動組織へアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 ○成年後見制度・消費者被害 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅やサービス事業所、病院等の関係機関個々での連携は浸透してきたが、チームとしての高齢者支援の提供までには至っていない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に専門職が地域へどのように働きかければいいのか、各専門職が模索中でバラバラな動きが多く、チームとしてまとまりのある支援ネットワークは未成熟 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修【4回】 <p>専門職同士の集まりの機会をつくり、お互いの役割を知る・顔の見える関係づくりができる</p>	<p><合同ケアプラン研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10包括になり、今まで以上に包括同士の連携強化を語り、研修会を実施する(7・11月) * 参加者が地域や連携の重要性を認識し実践できる <p><圏域ケアプラン研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域がコンパクトとなり、参加事業者数が減少したことを強みにし、圏域内の多様な職種を参集する * 新しい視点の研修会を開催(8・1月) 8月は4包括合同開催 <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの役割を知ってもらうための、地域への働きかけの有無や内容を確認する * 研修参加者を対象としたアンケート調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修開催回数 (多職種、主任CM連携) ・参加数(率) ・アンケート結果
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターに相談することが支援に役立つという信頼を十分に得ていない <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括支援センターが多忙で親身になってくれないというイメージがある(ケアマネからの意見) 	<p>ケアマネ支援を通して、チームとしての連携と包括のケースへの関わり方や役割を知ってもらう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務でも相談しやすい包括を目指し、居宅介護支援事業所を定期訪問し、相談を受けやすい関係を構築する ・居宅介護支援事業所の状況(体制)やニーズを把握 * 訪問→月1回1ヶ所 ・研修会やケア会議を通して包括の機能やシステムを理解・包括の活用を促し包括の介入必要ケースを発掘 ・ケース対応については終結を意識して関わっていく * 支援数等の管理も重要のため継続していく いつ包括にどの様な相談をしたか等も検証 ・主任CMを対象としたスーパーバイズ視点の事例検討会を開催し横のネットワーク構築やスキルアップを図る * 年2回(9・12月)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援数 ・終結数(率) ・訪問した事業所数と回数

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者に依存的な高齢者が多い ・新総合事業への不安感が強い <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域への無関心 ・社会参加の機会や情報を得るための手段が少ない ・社会資源が少ない 	<p><長期></p> <p>地域住民の健康や自立した生活、社会参加への意識の変容を目指す</p> <p><短期></p> <p>地域の情報収集と対象者への情報提供を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の検討を行うケア会議等を通して新たな社会資源が構築できる様に支援 <ul style="list-style-type: none"> * 出来た社会資源を住民へ発信 ・社会資源を増やすための取り組み <ul style="list-style-type: none"> * 教室の継続やサロンの立ち上げ 本通中央町会・神山町会の活動支援 専門職サロンの後方支援 ・地域の情報収集と住民への発信 <ul style="list-style-type: none"> * 情報収集・公共施設・町会等を訪問 発信・健康教室や出前講座等を活用 ・住民のニーズやストレングスを把握 <ul style="list-style-type: none"> * 定期的な教室へのフォロー アンケートの実施 ・個別対応 <ul style="list-style-type: none"> * 非該当者への対応 地域の社会資源や情報を提供し、地域活動へつなげていく 	

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な高齢者が発見できていない ケアマネが困難ケースを抱え込んでいる可能性がある <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 人間関係希薄 ケアマネが気軽に相談できていないのではないか 認知症や精神疾患の高齢者や家族の増加 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【7回】 <p>自立した在宅生活を送ることができる様に支援体制やネットワークを構築していく</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談や実態把握から困難ケースを包括内で共有し、ケア会議への取り上げを検討する 地域のケアマネや委託先ケアマネからの情報提供報告・相談から検討 取り上げたケースについての支援体制づくりのためケア会議を開催。そこからネットワークを形成していく <ul style="list-style-type: none"> * 積み重ねることにより、多くのネットワークを構築 * 関係者がケア会議や包括の役割を理解し活用できる * 事例検討会等を開催・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数と開催達成率 参集者
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流がない 高齢になると閉じこもりがちになる 若い世代は地域に無関心 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 人間関係希薄 地域活動者の高齢化による、町会機能の低下 組織が複雑で縦割り 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【3回】 <p>地域ケア会議を通して地域課題の解決のためのネットワークを構築していく</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町会を単位として地域課題や解決策を検討、また手法を共に学ぶ 課題に対してそれぞれ出来ること出来ないことを整理(役割分担)していく <地域ケア会議開催予定> 本通中央町会・第1回昼食会でのアンケートを元に課題分析・共有・活動の検討 神山・東山見晴台・閉じこもり・交流の場がないという点をテーマに取り上げる <地域づくり・資源開発> 本通地区・専門職の地域サロン(7/30)開始 <ul style="list-style-type: none"> * 多世代交流、参加者が支援者となるシステムづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 開催数と開催達成率 参集者
住民に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域や近隣者に対して無関心であり、関わりを諦めている <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 人間関係希薄 無関心 排除(近隣トラブル) 	<p>高齢者のみならず全住民が地域づくりの意識を持てるような広報の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙を活用した広報(機関紙春号) 町会で講話等の実施の検討 パンフレットの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
家族介護教室	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護者が孤立しているため、介護負担が増加している <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化により、老老介護が増えている 他者の助言を受け入れづらい傾向がある 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数 <p>【2回】 気分転換と知識の向上を図ることができる様な教室を開催する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護者同士の交流の場となる教室 適切な介護技術の習得 楽しく介護ができる(気分転換) 参加者へアンケートをとり、ニーズを把握する <p><家族介護教室></p> <ul style="list-style-type: none"> 8月「体にやさしい介護」(仮題) 12月「楽しい介護食」(仮題) 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数 参加者数
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護知識が乏しいため、不適切な介護となる危険性がある <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 未だに介護保険に関する理解が乏しい 関係希薄、社会とのつながりが乏しい 	<p>正しい介護知識や技術、情報を得ることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護技術・・・機関紙夏号に掲載 教室開催時に社会資源や講座等の情報提供 パンフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌・パンフレット配布回数と対象

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な改修工事がされているか その他の情報提供(改修以外の手立て)がされているか <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具や改修についての知識が不足しているかもしれない 	<p>生活の自立のための住環境アドバイス・改修の支援を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 希望者への適切なアセスメント・必要な改修を行う そのためには包括職員も知識豊富でなければならぬため、現地確認時に積極的に改修業者と意見交換していく 	
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 改修の意義や必要性について、改修希望者も認識する必要がある <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 改修と生活動作についての関連性の知識がない 	<p>適正な改修についての知識を持ってもらう</p> <p>住宅改修と動作を関連づけた内容の広報を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙夏号に掲載 生活動作改善に役立つということを意識づけしていき適正な住宅改修にむすびつける *健康についての出前講座依頼時の内容に関連付けて、住環境についても盛り込んでいく 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌・パンフレット配布回数と対象